（訳文）

第二次多数国間投資基金の管理のための協定

多数国間投資基金（以下「第一次ＭＩＦ」という。）は、千九百九十二年二月十一日に作成された多数国間投資基金を設定する協定（以下「第一次ＭＩＦ設定協定」という。）によって設置され、同日に作成された多数国間投資基金の管理のための協定（以下「第一次ＭＩＦ管理協定」という。）に基づき米州開発銀行（以下「銀行」という。）によって管理されているので、

第一次ＭＩＦ設定協定は、第一次ＭＩＦ設定協定第五条第二項の規定に基づいて二千七年十二月三十一日まで有効期間を更新したので、

第一次ＭＩＦ管理協定は、同時に更新され、第一次ＭＩＦ管理協定第六条第二項の規定により、第一次ＭＩＦ設定協定が効力を有する間効力を有するので、

第二次多数国間投資基金を設定する協定（以下「第二次ＭＩＦ設定協定」という。）が、その付表Ａに掲げる拠出予定国（第二次ＭＩＦ設定協定第二条第一項(a)の規定に従って第二次ＭＩＦ設定協定に参加することにより「拠出国」となるもの。以下「拠出予定国」という。）により、二千七年十二月三十一日後も第一次ＭＩＦの活動の継続を確保し、及び強化された多数国間投資基金（以下「第二次ＭＩＦ」という。）を銀行に設定するための措置をとるため、本日、合意されたので、

拠出予定国は、第二次ＭＩＦ設定協定が効力を生ずる時に第一次ＭＩＦ管理協定に代わる第二次多数国間投資基金の管理のための協定（以下「第二次ＭＩＦ管理協定」という。）を採択することを希望するので、

第二次ＭＩＦは、第二次ＭＩＦ設定協定に定める条件に従って銀行、米州投資公社（以下「ＩＩＣ」という。）その他の多数国間開発銀行の業務を引き続き補完することができるので、

銀行は、その目的を達成し、及びその目標を追求するため、第二次ＭＩＦ設定協定に基づいて第二次ＭＩＦを引き続き管理することに同意したので、

よって、銀行及び拠出予定国は、ここに次のとおり協定する。

第一条　第二次ＭＩＦの管理

銀行は、引き続き第二次ＭＩＦの管理者となる。銀行は、第二次ＭＩＦ設定協定に従い第二次ＭＩＦを管理し、及び第二次ＭＩＦの業務を遂行し、並びに第二次ＭＩＦ設定協定の寄託者となり、及び第二次ＭＩＦ設定協定に関連する他の役務を提供する。銀行は、第二次ＭＩＦの業務及び計画のこの協定に定めるところによる管理及び遂行を委託された銀行の組織の中の事務所として、多数国間投資基金の事務所を維持する。

第二条　第二次ＭＩＦの業務

第一項　業務

(a)　銀行は、第二次ＭＩＦを管理し、及び第二次ＭＩＦの業務を遂行するに当たり、次の任務を引き受ける。

(i)　第二次ＭＩＦの財源を使って資金が供与される業務を特定し、策定し、準備し、及び提案すること又はその特定、策定及び準備のための措置をとること。

(ii)　第二次ＭＩＦ設定協定第二条第一項(d)に規定する拠出国委員会（以下「拠出国委員会」という。）の活動として提案した活動に関するメモランダム又は情報が、少なくとも四半期ごとに参考として銀行の理事会に送付され、又は同理事会の利用に供されるよう、当該メモランダム又は情報を準備し、又は利用に供すること。

(iii)　最終的承認を得るため個別の業務についての提案を拠出国委員会に提出すること。

(iv)　拠出国委員会による検討のため、第二次ＭＩＦ設定協定に適合する戦略的重点分野を特定し、及び提示すること。

(v)　拠出国委員会によって承認されたすべての業務を実施し、及び監督すること又はその実施及び監督のための措置をとること。

(vi)　第二次ＭＩＦ設定協定第三条第三項(h)に規定する基準に基づいて業務の結果を評価する制度を実施すること。

(vii)　第二次ＭＩＦの勘定を管理すること（第四条第一項(c)に規定する資金の投資を含む。）。

(viii)　知識を一層共有し、事業計画の立案を改善し、民間部門の参加主体の能力を構築し、及び開発の過程に民間部門を関与させるため、第二次ＭＩＦの業務及び活動から得た教訓を普及させること。

(b)　銀行は、拠出国委員会の承認を条件として、業務又は個別の計画がＩＩＣの能力及び専門知識の範囲内にある場合には、当該業務又は個別の計画の管理及び実施をＩＩＣに要請することができる。

(c)　銀行の総裁は、当然に拠出国委員会の議長となる。銀行の書記は、拠出国委員会の書記となるものとし、拠出国委員会の作業を容易にするため、事務局の役務、便宜その他の支援のための役務を提供する。銀行の書記は、その資格で、拠出国委員会を招集し、並びに会合の少なくとも十四日前に、第二次ＭＩＦ設定協定第四条第一項の規定に基づいて指名された拠出国の代表者に対し会合の主要な書類及び議題を配布する。

第二項　使用の約束に対する制限

銀行は、第二次ＭＩＦ設定協定第二条第一項(d)の規定に従い、拠出国によって指示された限度まで使用の約束を制限する。

第三条　寄託者の任務

第一項　協定及び文書の寄託者

銀行は、この協定、第二次ＭＩＦ設定協定、第二次ＭＩＦ設定協定第二条第一項(a)に規定する受諾書及び拠出証書並びにその他の第二次ＭＩＦに関連するすべての文書の寄託者となる。

第二項　勘定の開設

銀行は、第二次ＭＩＦ設定協定第二条第二項の規定に基づく拠出国からの払込みを受領するため、第二次ＭＩＦの管理者としての自己の勘定を設ける。銀行は、この協定に基づいてその勘定を管理する。

第四条　銀行の権限その他の事項

第一項　基本的権限

(a)　銀行は、米州開発銀行を設立する協定（以下「憲章」という。）第七条第一項(v)の規定に基づきこの協定を実施する権限を有し、及びこの協定に基づいて引き受けた活動が銀行の目的の達成を助長することを表明する。

(b)　銀行は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に基づく自己の任務を遂行するために必要なすべての行為を行い、及びすべての契約を締結する権限を有する。

(c)　銀行は、投資を行う権限に基づいて自己の資金を投資する証券と同種のものに対し、業務に必要とされない第二次ＭＩＦの資金を投資する。

第二項　注意の基準

銀行は、この協定に基づく任務を遂行するに当たり、自己の業務の管理及び運営について払う注意と同様の注意を払う。

第三項　銀行の費用

(a)　銀行は、第二次ＭＩＦに関連する銀行の活動及びＩＩＣの活動から生ずる直接及び間接の費用（第二次ＭＩＦの管理のために実際に費やされた時間についての銀行の職員の報酬、旅費、日当、通信費用及び直接に特定可能なその他の類似の費用を含む。）であって、第二次ＭＩＦを管理する費用及び第二次ＭＩＦの業務を遂行するための費用として別個に計算され、及び記録されるものにつき、第二次ＭＩＦから完全な払戻しを受ける。

(b)　銀行に払い戻される費用の決定及び算定の手続並びに(a)に規定する費用の払戻しを規律する基準であって、第一次ＭＩＦ管理協定に従って銀行及び拠出国委員会が合意したものは、引き続き効力を有するものとし、銀行又は拠出国委員会の提案により随時見直すことができる。見直しの結果生ずる変更の適用については、銀行と拠出国委員会との間の合意を必要とする。